記 者 発 表 資 料

令和４年８月８日
広島県教育委員会

教職員の懲戒処分について

令和４年８月８日付けで，次のとおり，懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
県立学校 教諭 （35 歳）	懲戒 免職	令和４年５月１日（日），被害少女に対し，当該少女が 18 歳未満であることを知りながら，わいせつな行為を行った。 このことは，広島県青少年健全育成条例及び教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に違反する行為であり，信用失墜行為の禁止を定めた地方公務員法第 33 条の規定に違反する。

【担当】
教職員課　県立学校人事係長　中西　正典
（内線）4922
（直通電話）082 - 513 - 4922
（e-mail）kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp